

保育政策課
教育長室
学務課

区における今後の認定こども園施策の方向性について

- 区における今後の認定こども園施策の方向性について、以下のとおり定めます。
- (1) 認定こども園は、既存の幼稚園や保育園という枠組みでは満たすことができない区民ニーズに対応できる有用な施設として、芝浦港南地区以外の各地区に1園ずつ整備します。なお、他地区とのバランスを考慮し、芝浦アイランドこども園における3歳児の1号認定定員の設定についても検討します。
 - (2) 整備する認定こども園の類型は、多様な運営主体が選択できることなどから、原則として「保育所型」とします。
 - (3) 整備・運営手法については、原則として、私立認定こども園の誘致により進めていくこととします。なお、私立認定こども園の誘致状況等を踏まえ、区立認定こども園の整備については個別に検討しますが、整備する場合は指定管理者制度を導入します。
 - (4) 設置方法については、新設、他の施設種別（保育園、認可外保育施設等）からの移行ともに可とし、具体的な整備場所については、港区保育室終了後の跡地活用も含めて検討を進めます。

1 経緯

区は、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度開始に合わせて策定した港区子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)において、策定当時、区の独自施設であった区立芝浦アイランドこども園を平成28年4月に保育所型認定こども園に移行すること、その後の状況を踏まえて他地区での認定こども園の実施を検討することの2点を計画事業として位置付けました。

平成28年4月に区立芝浦アイランドこども園を保育所型認定こども園に移行しましたが、平成29年4月の区の待機児童が前年に比べて大幅に増加したことなどから、待機児童の解消に優先的に取り組むため、認定こども園の新たな整備は行ってきませんでした。

その後、平成29年4月に決定した待機児童解消緊急対策による取組等により、区は、平成31年4月には待機児童ゼロを達成し、引き続き保育定員確保に努めた結果、令和2年4月も待機児童ゼロを継続することができました。

また、令和元年6月には、新たな港区子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)策定に当たり、港区子ども・子育て会議から、認定こども園について芝浦港南地区以外の地区において実施すべきか否かについての区の考え方を示すこと、との答申をされました。

これらを受け、新たな計画においては、区としての認定こども園の必要性や今後の方向性を検討することを計画事業として位置付け、検討を進めることとしました。

2 検討体制

認定こども園の必要性や今後の方向性を検討するに当たっては、教育委員会との連携が必要であることから、港区子育て支援推進会議に専門部会を設置し、検討を進めました。

3 芝浦アイランドこども園の検証について

(1) 芝浦アイランドこども園の経緯

区は、芝浦港南地区の保育需要に対応するため、平成18年6月の認定こども園法（正式名称：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）成立に先駆け、平成12年度から保育園と幼稚園を一元化させた施設の開設に向け、検討を重ねました。

平成17年度に策定した区立幼稚園配置計画においては、開設する施設の幼稚園部分を区立幼稚園として位置付けないこととし、平成19年4月、児童福祉法に基づく保育園と、幼稚園教育要領に準じた幼児教育を行う施設が一体となった区の独自施設として、区立芝浦アイランドこども園を開設、平成28年4月には、保育所型認定こども園に移行し、現在に至っています。

《施設概要》

施設名称		港区立芝浦アイランドこども園						
所在地		港区芝浦四丁目20番1号						
開設日・移行日		開設：平成19年4月			移行：平成28年4月			
定員 (R2年度)	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	1号					10人	10人	20人
	2・3号	15人	18人	22人	32人	42人	42人	171人

(2) 芝浦アイランドこども園の検証の目的について

芝浦アイランドこども園の運営に係る検証は、区職員、保護者会会長、青少年対策地区委員、民生・児童委員等で構成し、定期的を開催する「港区立芝浦アイランドこども園評議員会」などにより適宜行われていますが、平成31年4月に待機児童ゼロを達成したことを踏まえ、改めて、区における今後の認定こども園に係る方向性等の検討という目的に特化した芝浦アイランドこども園の検証を実施することとしました。

(3) 芝浦アイランドこども園の検証のためのアンケートについて

認定こども園に対する具体的なニーズや課題等を把握するとともに、芝浦アイランドこども園の運営状況の検証に役立てるために、芝浦アイランドこども園在園児保護者に対してアンケート調査を実施しました。

アンケートの結果、幼児教育に期待して芝浦アイランドこども園に入園した世帯のうち、半数が園で行われている教育内容に満足しており、満足度は比較的高いことが示されています。また、教育・保育の内容について、認可保育園との違いを「感じない」又は「分からない」と回答した者の合計が全体の約85%にのびります。

現在、文部科学省が定める「幼稚園教育要領」、厚生労働省が定める「保育所保育指針」及び内閣府が定める「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は整合が図られており、認可保育園との教育・保育の内容の違いが保護者に感じられないことと認定こども園の教育・保育の質には直接の関係はありません。しかし、自由意見の中では、認定こども園に対する認識や要求と現実とのギャップに関する保護者意見もあったことから、認定こども園と保育園における教育・保育内容についての正確な知識や芝浦アイランドこども園が行っている特色ある取組を、更に周知する必要があります。

アンケートでは、そのほかに「4歳、5歳の空き枠がもったいない。幼児教育が3歳からのスタートであればまた変わるとは思う」など、1号認定の3歳児クラス開設に関する意見もありました。

【参考資料1】

「芝浦アイランドこども園の検証のためのアンケート結果報告書」

(4) 芝浦アイランドこども園の教育・保育内容について

芝浦アイランドこども園は、保育所型認定こども園への移行に伴い区が定めた「港区が目指す保育所型認定こども園の基本理念」に基づき、区職員及び学識経験者で構成する「港区立認定こども園運営協議会」における協議を行った上で、毎年度、教育・保育内容に係る計画を定めています。

芝浦アイランドこども園では、4・5歳児を対象とする英語プログラムや体力向上プログラムのほかに、5歳児クラスの山中湖キャンプや伝統楽器である和太鼓への取組を行うなど、特色ある教育・保育を展開しています。

また、芝浦アイランドこども園の職員は、テーマごとに三つに分かれたグループ研究の園内発表会を毎年実施するなど、芝浦アイランドこども園全体の教育・保育力の向上に積極的に取り組んでいます。

これらの取組により、「港区立芝浦アイランドこども園評議員会」において毎年度行っている4・5歳児保護者向けアンケート結果においても、芝浦アイランドこども園が行う教育・保育内容は、保護者から高い評価を得ています。

(5) 区立認可保育園との運営経費（指定管理料）の比較について

芝浦アイランドこども園の指定管理料のうち職員人件費及び事業運営費について、他の同規模の区立認可保育園の指定管理料と比較した結果、定員内訳や職員の常勤非常勤の割合その他諸条件が異なるため園ごとに差が出たものの、芝浦アイランドこども園と他の区立認可保育園とでは大きな差は見られませんでした。

<指定管理料（職員人件費・事業運営費）比較（平成30年度実績）>

		芝浦アイランド こども園	神明保育園	東麻布保育園	たかはま保育園
定員 (a)		191人 ※1号認定含む。	170人	170人	163人
職員数	常勤	36人	40人	38人	38人
	非常勤	24人	12人	22人	6人
職員人件費 (b)		226,160,360円	189,388,694円	245,757,526円	186,560,685円
事業運営費 (c)		33,338,614円	30,091,704円	29,043,575円	31,417,549円
合計 (d)=b+c		259,498,974円	219,480,398円	274,801,101円	217,978,234円
定員1人あたり 職員人件費等 (d/a)		1,358,633円	1,291,061円	1,616,477円	1,337,290円

(6) 就労状況変更後の在園継続について

認定こども園のメリットに、就労状況が変わっても同じ園に継続して子どもを預け続けることができるという点があります。芝浦アイランドこども園においても、以下のとおり支給認定区分を変更（1号認定⇔2号認定）した後も在園を継続することができた子どもが毎年5人程度いることから、実際に認定こども園のメリットとして機能していることが分かります。

<芝浦アイランドこども園における支給認定区分変更後の在園継続実績>

	4・5歳児合計定員	1号⇒2号	2号⇒1号
平成28年度	1号認定：20人 2号認定：84人 合計：104人	1人	4人
平成29年度		2人	0人
平成30年度		2人	2人
令和元年度		5人	1人

※数字は、延べ人数（2号⇒1号⇒2号の場合は、それぞれに1人をカウント）

※1号認定から2号認定への変更に伴う在園継続については、各支給認定区分の入園倍率の差などから、認めていない自治体もある。

(7) 検証結果

保護者からは認可保育園との違いが感じられないといった意見も一部あるものの、芝浦アイランドこども園の教育・保育内容は保護者から一定の評価を得られています。幼稚園教育要領と保育所保育指針における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は整合が図られているという事情もあるため、保護者への正しい知識や情報の周知が必要です。

芝浦アイランドこども園の運営経費（指定管理料）は、同規模の区立認可保育園と比較しても大きな差がなく、認定こども園に認可保育園とは異なる特有のコスト要因はありません。

支給認定区分の変更があったものの在園が継続できた子どもが一定数いることから、働き方の多様化が進むこれからの時代においては、認定こども園は、幼稚園や保育園にはない魅力を備えた施設といえます。

これらを総合すると、認定こども園は、既存の幼稚園や保育園という枠組みでは満たすことができない区民ニーズを満たすことができる有用な施設となりえます。

4 区における認定こども園の必要性について

(1) 認定こども園のニーズ把握のためのアンケートについて

現在、区内の認定こども園は、芝浦港南地区に区立芝浦アイランドこども園が1園あるのみであり、同地区以外の地区に居住する世帯は、自宅からの距離的な制約により、認定こども園を子どもの預け先の選択肢とすることが困難な状況となっています。

そのため、芝浦港南地区以外の地区に居住する子育て世帯の認定こども園に対する潜在的なニーズを把握するため、現在、芝浦港南地区以外の地区にある保育園又は幼稚園に在園している保護者に対して、アンケート調査を実施しました。

ア 認定こども園に対する認識について

アンケート結果からは、認定こども園と保育園や幼稚園の違いを正確に理解した上で子どもの預け先を選択している保護者や、施設種別にかかわらず園ごとの魅力や条件等を総合的に考えて園を選択している保護者もいる一方、そもそも認定こども園とは何かを知らない、認定こども園は知っているが幼稚園や保育園との違いは知らないという保護者も多数いることが分かりました。地区別に見ると、芝浦アイランドこども園がある芝浦港南地区は、他地区に比べて認定こども園の認知度が高い傾向も見られました。

また、幼稚園や認定こども園の教育内容が保育園よりも優れており、小学校に入学した際にどちらを卒園したかによって差が出る、認定こども園や幼稚園は有料の習い事のような特別な教育を行っているといったイメージを持つ保護者も多数いることが分かりました。

イ 認定こども園に対する区民ニーズについて

アンケート結果では、認定こども園ではなく保育園や幼稚園を希望して園を選択した保護者が多くいる一方、「認定こども園と認可保育園（又は幼稚園）が同じ場所にあった場合、認定こども園を希望するか」という問いに対し、保育園在園児保護者の43%、幼稚園在園児保護者の25%程度が認定こども園を希望すると回答しており、認定こども園については、以下のような区民ニーズが一定程度存在することが判明しました。

- ①フルタイムで就労しながら、かつ、子どもに幼児教育を受けさせたい。
- ②就労形態の変更を予定している、又は変更の可能性があるが、転園せずに同じ園に子どもを預け続けたい。
- ③多様な選択肢の提供という点で整備を望む。

ウ 認定こども園に対する保護者の不安等について

アンケート結果から、認定こども園は未就労家庭を含めて様々な就労形態の家庭の子どもが在園する施設であることなどから、以下のような保護者からのネガティブなイメージや意見もあることが分かりました。

- ①長時間保育となる自分の子が、早く帰宅する子を羨ましがるとのではないかと心配である。
- ②保護者の協力や参加を要する行事等が、就労家庭にとっては負担である。
- ③就労しているため、保護者会の役員等が負担である。また、役員等について結果として未就労家庭の保護者が就任することが多く、不公平である。
- ④就労形態の異なる保護者とうまく打ち解けられるか不安である。

【参考資料2・3】

「認定こども園のニーズ把握のためのアンケート結果報告書（保育園在園児保護者・幼稚園在園児保護者）」

(2) 区民ニーズを幼稚園や保育園で満たすことの可否について

認定こども園の区民ニーズに対して、以下のとおり既存の幼稚園や保育園という枠組みでの様々な工夫でニーズを満たすことができるか検討しましたが、現時点では、幼稚園や保育園という枠組みで、以下の両方のニーズを満たすことは不可能です。

ア 就労世帯への幼児教育の実施について

(ア) 幼稚園の預かり保育の充実

区では、区立幼稚園全園及び私立幼稚園6園で降園時間後の預かり保育を実施していますが、教育課程に係る教育時間の終了後の教育活動として、公私立幼稚園共に、預かり保育を保護者の就労支援ではなく、保護者の不定期な用事等への対応を目的とした子育ての支援として実施しており、預かり時間についても、「教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにする」という幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、幼児の心身の負担に配慮した時間設定としています。また、日曜・祝日を除く11時間開園を原則としている認定こども園と同程度の対応を行うには、幼稚園の現在の就園状況や職員体制等から課題があります。このような状況から、幼稚園において、認定こども園同様に就労世帯へ幼児教育を実施することは困難です。

(イ) 認可保育園における教育・保育の内容の工夫について

現在、保育所保育指針と幼稚園教育要領における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は整合が図られており、認可保育園においては、3歳以上児について、幼児教育を行う施設とされています。既存の認可保育園の中でも創意工夫により魅力的な幼児教育を実施している園は存在しており、実際には実施する教育・保育の質は認定こども園や認可保育園といった施設の種別で決まるものではなく、就労家庭への幼児教育の実施という区民ニーズは、認可保育園においても対応は可能です。

イ 就労形態の変更に伴う在園継続について

保育園については、現在の就労先を退職した場合、一定期間内に復職しない限り、在園が保障されません。幼稚園については、上記のとおり、現在、預かり保育の実施時間等がフルタイム就労に対応しておらず、事業の拡充も現時点では困難であることから、保護者がフルタイムの就労に就いた場合は事実上在園を継続することが困難です。

(3) 整備・運営費用について

施設整備に当たっては、認定こども園と認可保育園とで設備条件等で大きく異なるものはないことから、整備費についても大きく異なることは想定されません。ただし、私立認定こども園においては、賃借物件を活用した私立認可保育園整備の際に認められている補助事業など一部適用がないものがあり、結果的に事業者にとって認可保育園よりコストがかかる可能性があります。

また、私立で運営した場合の公定価格については、保育所（保育認定）と認定こども園（保育認定）の基本分単価を比較した場合、定員区分にもよりますが、認定こども園の方が5%から20%程度高くなっており、区の財政負担の面においても、コスト増を見込む必要があります。

5 認定こども園の新たな整備について

アンケート結果からもわかるように、認定こども園に対しては、幼稚園や保育園では満たすことができない一定程度の区民ニーズが区内全域であります。保護者からのネガティブな意見もあるものの、これらの意見に対しては、先行事例等を参考に、運営の工夫により一定の対応を行うことが可能と考えられます。

しかしながら、現状、認定こども園は芝浦港南地区に1園あるのみであり、特定の地域に居住する者以外は、利用することが困難な施設となっています。この区民ニーズに公平な形で応えるという意味でも、区としても認定こども園の必要性はあることから、認定こども園の新たな整備を目指すこととします。

一方、認定こども園は区としても一定数必要な施設ですが、就労状況の変更の可能性のある世帯はそれほど多くないこと、認可保育園における教育で十分に満足している保護者も数多くいることなどから、整備は慎重に行っていく必要があります。

そのため、認定区分ごとの定員確保は、これまでどおり保育園及び幼稚園が担うこととし、認定こども園の整備目標数及び整備場所については、まずは地区ごとの偏在をなくすため、芝浦港南地区を除く各地区に1園ずつの整備を目指すこととし、その後の整備の方向性については、整備完了後の区民ニーズへの対応状況を検証しながら、再度慎重に検討することとします。

なお、他地区とのバランスを考慮し、芝浦アイランドこども園における3歳の1号定員の設定についても検討します。

6 認定こども園の類型について

認定こども園には、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4類型があります。類型ごとに設備や職員の基準等は若干異なり、また、それぞれの法的位置付け（学校教育法又は児童福祉法）等に伴い保護者の抱くイメージにも違いがありますが、いずれの類型であっても、就労状況等の変更に伴う在園継続など、保護者から見た認定こども園のメリットにおいて大きな違いはありません。

【参考】認定こども園の類型とその内容

幼保連携型…幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として認定こども園としての機能を果たす。

幼稚園型…認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす。

保育所型…認可保育園が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす。

地方裁量型…幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たす。

しかしながら、「幼保連携型」及び「幼稚園型」については、学校教育法第5条（幼保連携型は、認定こども園法第26条の規定による学校教育法第5条の準用）の規定により、設置者が管理することとされており、公設民営（指定管理者制度の導入）が不可能であることに加え、区立幼稚園からの移行についても、現在の就園状況や職員体制、設備面の課題等から現時点では難しい状況です（別紙1参照）。また、「地方裁量型」は、法的性格としては、幼稚園、保育所いずれの認可も受けない認可外保育施設であり、区としては、認定こども園についても、認可施設としての最低限の基準を満たすことにより、一定の質や安全性を確保する必要があることなどから、課題があります。一方、「保育所型」は、多様な運営主体が選択できることに加え、調理設備など認定こども園に必要な設備を、認可保育所としての基準においてあらかじめ備えており、既存保育園からの移行も比較的容易などのメリットがあります。このことから、原則として、「保育所型」による整備を目指します。「幼保連携型」及び「幼稚園型」は、民間事業者からの設置提案があった場合のみ検討することとします。

【参考】学校教育法（抄）

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

7 設置主体（区立又は私立）について

（1）基本的な考え方

「保育所型」は、認可保育園同様、私立認定こども園を整備する際の整備費、運営費等について、国や東京都の補助金を活用することができます。あわせて、私立の場合は、民間事業者それぞれの理念等に基づく創意工夫により、多様化する教育・保育に対する保護者ニーズに柔軟に応えることも期待できます。

保育の質についても、設備や職員配置は、公私立ともに法で定められた基準を満たすこととされており、更に、私立認可保育園等に対しては、区の保育士が定期的な巡回指導を行うとともに、保育技術の向上のための研修を実施するなど、保育の質を担保するための様々な取組を行っています。

これらの点を総合的にみると、区立認定こども園の整備より私立認定こども園の誘致に優位性があることから、原則として、私立認定こども園の誘致により整備を進めていくこととします。なお、各地区における私立認定こども園の誘致状況等を踏まえ、区立認定こども園の整備については個別に検討します。

（2）私立認定こども園の誘致方法

地区ごとの偏在をなくすため、各地区に1園を計画的に配置する必要があることや、既存の保育施設の配置状況等に鑑み、誘致条件等を慎重に検討した上で、原則として公募により誘致することとします。

（3）区立認定こども園の管理運営手法

芝浦アイランドこども園（保育所型、指定管理者制度導入園）が在園児保護者から一定の評価を得ていること、平成27年12月に策定した「港区の今後の保育行政のあり方について」において「今後の新たな区立認可保育園の設置においては、原則として指定管理者制度を導入する」という考え方が整理されていることなどから、区立認定こども園を整備する場合は、指定管理者制度を導入します。

8 設置方法（新設又は他の施設種別からの移行）について

設置方法については、類型同様、保護者にとっての認定こども園のメリットについての根本的な違いはなく、地方裁量型を除くいずれの類型であっても、設備、運営等に係る一定水準は確保できるため、新設、他の施設種別（保育園、認可外保育施設等）からの移行ともに可とします。

ただし、他の施設種別からの移行の場合は、既存の施設として確保している支給認定区分の定員が減少することや、既存の設備や部屋割り上の制約などから、新たに設定する支給認定区分の定員が少なくなり、認定こども園のメリットを十分に得られない可能性もあります。

このことから、他の施設種別からの移行については、新たに設定する支給認定区分の定員や既存施設の定員等も踏まえて検討します。

9 整備場所について

芝浦港南地区を除く各地区に、認定こども園1園の整備を目指すこととし、具体的な整備場所については、現在、認可保育園を補完する役割を担っている港区保育室終了後の跡地活用も含めて検討を進めます。なお、整備に当たっては、原則として園庭を設置することとします。

10 施設整備に係る具体的な検討等

新たな認定こども園を整備する場合の具体的な整備年度などについては、次期港区基本計画（令和3年度～令和8年度）策定過程において検討し、同計画に計上します。

<区が整備を進める認定こども園の方向性>

類型	保育所型	幼保連携型	幼稚園型	地方裁量型
設置主体	原則として、私立の誘致により進める。私立の誘致状況等を踏まえ、区立の整備は個別に検討	私立 ※民間事業者からの設置提案があった場合のみ検討		—
設置方法	新設、他の施設種別からの移行ともに可。			—
整備場所	芝浦港南地区を除く各地区に、認定こども園1園の整備を目指す。			—

11 今後のスケジュール（予定）

令和2年7月～ 次期港区基本計画へ反映

区立幼稚園の認定こども園への移行に係る検討について

1 検討の目的

認定こども園の4類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）については、設備や職員の基準等に違いはあるものの、就労状況等の変更に伴う在園継続など、保護者から見た認定こども園のメリットにおいて違いはありません。

今後、認定こども園を整備するに当たっては、新設のほか、既存施設からの移行も考えられることから、区立幼稚園の認定こども園への移行について検討しました。

2 区立幼稚園の現状

(1) 就園動向について

これまで幼児人口の増加に伴い、抽選が多く発生する3歳児を中心に定員拡大を行ってきた結果、一部で定員に空きのある園もでてきているものの、依然として抽選の発生している園もあり、定員に余裕がある状況ではありません。

(2) 運営状況について

区立幼稚園では、子どもの育ちを支え幼児教育の質を高め伸ばしていくことを目的とした「小学校入学前教育カリキュラム」を活用するとともに、保護者と連携・協力しながら、各園が幼稚園ならではの特色ある質の高い教育・保育を展開しています。区立幼稚園の運営については、各園が設置する保護者や地域の代表者等で構成する評議委員会や各園で毎年実施している園評価のための保護者向けアンケート等においても、高い評価を得ています。

3 区立幼稚園が認定こども園に移行するに当たっての課題等

※ 幼稚園から認定こども園へ移行する場合、幼保連携型または幼稚園型が考えられますが、以下の課題については、幼稚園から移行しやすいとされる幼稚園型認定こども園へ移行する場合について記載しています。

(1) 開園時間延長等に伴う職員体制の確保

幼稚園型認定こども園では、地域の実情に応じ、保育を必要とする子どもを預かるための開園日及び開園時間を設定することとされています。保育所同様に11時間開園や土曜日開園、夏季休業期間等の開園に対応する場合、新たな職員の配置が必要となります。

また、認定こども園として新たに0歳児～2歳児を受け入れるためには、保育士資格を有する職員の配置が必要となります。

(2) 2号認定定員の設定に伴う1号認定定員の減少

幼稚園から認定こども園に移行するに当たり、2号認定子どもの受入れに必要なスペースを確保するためには、1号認定子どもの定員を削減する必要がありますが、3歳児を中心に抽選が多く発生している園があるなど、定員に大きな余裕があるとはいえない区立幼稚園の状況を踏まえると、1号認定子どもの受入れがこれまで以上に困難になることが懸念されます。

(3) 保護者の就労状況の多様化

区立幼稚園では、幼稚園と保護者が協力体制を築き、園行事をはじめとする園運営に保護者も参加しながら教育・保育に取り組んでいます。認定こども園に移行した場合、これまで以上に保護者の就労状況が多様化し、アンケート結果等からも、これまでの幼稚園の教育・保育環境が失われることに対する不安の声をあります。

(4) 給食の実施に必要な調理設備等の整備

認定こども園では、保育を必要とする子どもに対する給食の提供が義務付けられています。3歳以上の子どもに対しては給食の外部搬入も認められていますが、外部搬入の場合でも、加熱や保存等が可能な調理設備（電子レンジ、冷蔵庫等）を備えることが必須とされているため、一定のスペースを確保する必要があります。

※ 区立幼稚園の多くは、4・5歳児の2年保育を前提に設置されましたが、その後の保護者ニーズの高まりから、施設改修等により3歳児保育や預かり保育に対応してきたことから、更なる余裕スペースを捻出することが困難な状況です。

4 検討結果

アンケート結果において、「認定こども園と幼稚園が同じ場所にあった場合、認定こども園を希望するか」という問いに対し、認定こども園を希望すると回答した保護者は区立幼稚園と私立幼稚園全体で25%にとどまり、7割以上が希望しないと回答しています。公私立別では、区立幼稚園保護者の約60%が認定こども園を希望しておらず、区立幼稚園を併願するなど就園動向に関連がある私立幼稚園においても、80%以上の保護者が認定こども園を希望していません。また、「幼稚園だからこそ通わせた」「幼稚園の方針や教育内容で入園を決めた」という幼稚園に対する固有のニーズも公私立幼稚園共に多くあります。

このように、保護者の幼稚園に対するニーズが高いことに加え、区立幼稚園から認定こども園へ移行することについては、就園状況や職員体制、設備面に課題もあることから、当分の間、実施しないこととし、今後の社会情勢の変化等、様々な状況を勘案し、引き続き検討していきます。

認定こども園に係る検討専門部会の検討結果について

は、資料本文の該当項番を示しています。

必要性についての検証

芝浦アイランドこども園の検証について

区における認定こども園の必要性等について

- 3(3) 4(1) <検証結果> (1)芝浦アイランドこども園の教育・保育内容について
芝浦アイランドこども園における教育・保育の内容については、各種アンケートにおいても保護者から一定の評価を得られています。
- 3(5) 4(2) 5 (2) 区立認可保育園との運営経費（指定管理料）の比較について
芝浦アイランドこども園の運営経費（指定管理料）は、同規模の区立認可保育園と比較しても大きな差がなく、認定こども園に認可保育園とは異なる特有のコスト要因はありません。
- 3(6) (3)就労状況変更後の在園継続について
就労状況が変わっても同じ園に継続して在園できるという認定こども園特有のメリットは、芝浦アイランドこども園においても機能しており、この点は、幼稚園や保育園にはない魅力といえます。
- 3(7) こうしたことから、認定こども園は、既存の幼稚園や保育園という枠組みでは満たすことができない区民ニーズを満たすことができる有用な施設となりえます。

必要性あり

整備についての検討

整備する認定こども園の類型について

認定こども園の整備・運営手法等について

- 6 <検討結果> 認定こども園には「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4類型がありますが、類型ごとに基準等についての違いはありますが、保護者から見た認定こども園のメリットにおいて大きな違いはありません。
しかし、「幼保連携型」及び「幼稚園型」については、学校教育法の規定により、公設民営が不可能であることに加え、区立幼稚園からの移行についても、現在の就園状況や職員体制、設備面の課題等から現時点では難しい状況です
また、「地方裁量型」は、法的性格としては、幼稚園、保育所いずれの認可も受けない認可外保育施設であり、一定の質や安全性を確保する必要が あることなどから課題があります。
一方、「保育所型」は、多様な運営主体が選択できることに加え、調理設備など認定こども園に必要な設備を、認可保育所としての基準においてあらかじめ備えており、既存保育園からの移行も比較的容易などのメリットがあります。
こうしたことから、整備する認定こども園の類型は、原則として、「保育所型」とします。「幼保連携型」及び「幼稚園型」は、民間事業者からの設置提案があった場合のみ検討することとします。
- 7 <検討結果> (1)設置主体(区立又は私立)について
「保育所型」は、私立の整備費、運営費等について国や都の補助金を活用することができ、あわせて、私立の場合は、民間の創意工夫により、多様化する教育・保育に対する保護者ニーズに応えることも期待できます。
保育の質についても、設備や職員配置は法で定められた基準を満たすこととされており、更に、私立認可保育園等に対しては、保育の質を担保するための様々な取組を積極的に行っています。
これらの点を総合的にみると、区立の整備よりも私立の誘致に優位性があることから、原則として、私立の誘致により進めていくこととし、誘致方法については、原則として公募によることとします。なお、私立の誘致状況等を踏まえ、区立の整備については個別に検討しますが、整備する場合は指定管理者制度を導入します。
- 8 (2)設置方法(新設又は他の施設種別からの移行)について
設置方法については、類型同様に保護者にとって根本的な違いはなく、地方裁量型を除くいずれの類型であっても、設備、運営等に係る一定水準は確保できるため、新設、他の施設種別からの移行ともに可とします。
- 9 (3)整備場所について
芝浦港南地区を除く各地区に、認定こども園1園の整備を目指すこととし、具体的な整備場所は、港区保育室終了後の跡地活用も含めて検討します。なお、整備に当たっては、原則として園庭を設置することとします。

<区が整備を進める認定こども園の方向性>

類型	保育所型	幼保連携型	幼稚園型	地方裁量型
設置主体	原則として私立の誘致。私立の誘致状況等を踏まえ、区立の整備は個別に検討	私立 ※民間事業者からの設置提案があった場合のみ検討		—
設置方法	新設、他の施設種別からの移行ともに可			
整備場所	芝浦港南地区を除く各地区に、認定こども園1園の整備を目指す。			

検証・検討を踏まえ

今後の認定こども園施策の方向性

- 1 認定こども園は、既存の幼稚園や保育園という枠組みでは満たすことができない区民ニーズに対応できる有用な施設として、芝浦港南地区以外の各地区に1園ずつ整備します。なお、他地区とのバランスを考慮し、芝浦アイランドこども園における3歳児の1号認定定員の設定についても検討します。
- 2 整備する認定こども園の類型は、多様な運営主体が選択できることなどから、原則として「保育所型」とします。
- 3 整備・運営手法については、原則として、私立認定こども園の誘致により進めていくこととします。なお、私立認定こども園の誘致状況等を踏まえ、区立認定こども園の整備については個別に検討しますが、整備する場合は指定管理者制度を導入します。
- 4 設置方法については、新設、他の施設種別からの移行ともに可とし、具体的な整備場所については、港区保育室終了後の跡地活用も含めて検討を進めます。